

税務署・都道府県・市区町村

# ネットで 確定申告

www.nta.go.jp 確定申告

申告書の作成は  
国税庁ホームページの  
確定申告書等  
作成コーナー  
をご利用ください。

申告は  
お早めに!

申告と納税は同時に  
2月16日(日)～3月15日(日)

申告期間  
2月1日(日)～3月15日(日)

消費税・地方消費税  
1月4日(日)～3月31日(日)

事業税・住民税  
3月15日(日)まで

「e-Tax」  
国税庁ホームページ

「e-Tax」を利用して所得税の確定申告をする人  
確定申告書作成コーナー

0570-015901

## 税の申告が始まります

2月16日～3月15日

今年も税の申告の季節がやって参りました。所得税の確定申告と納税、町・県民税（住民税）の申告は、いずれも2月16日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土・日曜日は休みとなりますが、2月20日・27日の日曜日の午前に、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）毎年、申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、地区相談日を確認の上早めに申告をお願いします。

### 所得税の申告

#### 申告が必要な人

- ①平成22年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。
- ②給与所得のある人で、次のいずれかに該当する人



- ・給与の年収が2千万円を超える人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

#### 税金がもどる人

給与所得者で次のような人は、確定申告をすると所得税が戻ってくる場合があります。

- ・災害にあった人
  - ・多額の医療費を支払った人
  - ・住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした人で、一定の要件にあてはまる人
  - ・退職した後就職をしなかった人で、年末調整を受けていない人
- 源泉徴収票、各種控除証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告

は2月1日から受付します。（給与・年金のみ）

#### 譲渡所得がある人

平成22年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

#### 青色申告で

#### 合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成23年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書等を提出してください。

#### 農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出することになっています。役場に必要経費集計表を用意してありますので、事前に集計の上、申告をお願いします。

なお、集計がされていない場合は順番が後になりますのでよろしくお願ひします。

内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳など

内容確認のため、次の書類もご用意ください。

#### 「収入に関するもの」

- ①出荷や販売した農作物の金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
- ②受取共済金、補償金、雑収入などの金額がわかるもの
- ③農作物の家事消費量（経費に関するもの）
- ④小作料、作業委託料、雇人費、リースセンター使用料、土地改良費などの領収書
- ⑤農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得した場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書
- ⑥農業近代化資金利子の金融機関などの証明書
- ⑦その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書

なお、税務署から申告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

または、役場町民課税務係 ☎ 2112 まで。